

四万十町広報発行規則の一部を改正する規則
四万十町広報発行規則（平成18年規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>四万十町広報発行等に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、四万十町（以下「町」という。）の町行政に関する必要な情報を町民に提供し町と町民及び町民相互の情報交流を円滑にし、行政運営の公開性の向上を図るため<u>広報発行等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>広報発行回数及び配布</u>）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（<u>行政番組</u>）</p> <p>第6条の2 <u>町は、四万十町ケーブルネットワークを利用し、町行政に関する情報を番組にして放送する。</u></p> <p>（委員の任務）</p> <p>第8条 委員は、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） <u>行政番組に関すること。</u></p>	<p><u>四万十町広報発行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、四万十町（以下「町」という。）の町行政に関する必要な情報を町民に提供し町と町民及び町民相互の情報交流を円滑にし、行政運営の公開性の向上を図るため<u>広報の発行</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（発行回数及び配布）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（委員の任務）</p> <p>第8条 委員は、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>